

凍結（胚・精子・卵子）保存確認のお願い

自費での凍結更新

前略

現在、凍結保存をさせていただいている胚・精子・卵子の保存期間がまもなく終了します。書面による凍結保存延長の意思確認が必要なため、採卵後または精子採取後にお渡しした報告書を確認の上「凍結保存期間延長の確認書」「胚(受精卵)・卵子・精子凍結保存について」にご記入いただき速やかに郵送、または窓口にて書類のご提出をお願いいたします。

凍結胚保存の延長費用は1年間 38,500 円(税抜価格 35,000 円)で、凍結卵子は 33,000 円(税抜価格 30,000 円)・凍結精子保存の延長費用は1年間 22,000 円(税抜価格 20,000 円)で、1年毎の更新です。

2022年4月～保険適用にともない凍結胚の更新料金が変更になっているのでご注意ください。

- 廃棄ご希望の方 ⇒ 「凍結保存期間延長の確認書」の廃棄希望にご記入ください。

※廃棄の場合も、必ず提出してください。

- 凍結保存延長ご希望の方 ⇒ 以下の方法でご費用をお支払いください。

A)銀行振り込みの場合、以下の口座にご費用をお振り込みいただき、

書類は郵送してください。

(金融機関名) 中国銀行 (支店名) 妹尾支店 (セノオ支店)

(口座番号) 普通口座 2505699 (口座名) 三宅 貴仁 (ミヤケ タカヒト)

※コメント欄に氏名と生年月日(例：1980.7.1)を入れてください。

※振込手数料は患者様負担でお願いいたします。

B)窓口でのお手続きの場合、①費用(クレジットカード使用可) ②「凍結保存期間延長の確認書」「胚(受精卵)・卵子・精子凍結保存について」を一緒にご持参ください。

※利用可能クレジットカード：VISA、Mastercard

なお、期日までに書面にて返答のない場合は廃棄いたしますのでご了承ください。

送付先 〒701-0204 岡山市南区大福 369-8

三宅医院 生殖医療センター

ご不明な点は、三宅医院生殖医療センター(代表)Tel 086-282-5100 まで診察時間内にお問い合わせください。

凍結（胚・精子・卵子）保存期間延長の確認書

自費での凍結更新

- ☐ 1. 凍結胚（ 年 月 日 採卵 ）の保存期間延長を希望し、
依頼いたします。

1 年間の凍結保管料 38,500 円を支払います。

- ☐ 2. 凍結精子（ 年 月 日 採取 ）の保存期間延長を希望し、
依頼いたします。

1 年間の凍結保管料 22,000 円を支払います。

- ☐ 3. 凍結卵子（ 年 月 日 採卵 ）の保存期間延長を希望し、
依頼いたします。

1 年間の凍結保管料 33,000 円を支払います。

- ☐ 4. 凍結（☐胚・☐精子・☐卵子）の廃棄を希望します。

※ 廃棄処分の場合、今後の体外受精の技術発展のため、研究目的で使用することに
同意の有無を記入してください。どちらを選択しても不利益が生じることはありません。

【廃棄処分】研究使用に ☐同意する
 ☐同意しない

※ 廃棄をご希望の場合も ☐ にチェック後、必ずご返送ください。

以上

年 月 日

三宅医院 院長 三宅 貴仁 殿

① 住 所
 T E L
 ご本人様

② 住 所
 T E L
 氏 名

胚の場合 …①女性本人の署名 ②配偶者の署名

卵子の場合…①女性本人の署名（ご本人が未成年の場合は、②保護者の方の署名も必要です）

精子の場合…①男性本人の署名（ご本人が未成年の場合は、②保護者の方の署名も必要です）

胚（受精卵）・卵子・精子凍結保存について

三宅医院 生殖医療センター

☐欄に確認チェックをお願いします。不明なことや質問事項がありましたら、医師・看護師よりお答えいたします。

- 1) 保存期間を過ぎて連絡が無い場合には、保存更新の意志がなく保存胚・卵子・精子の所有権を放棄したものとみなし、それらの処分権は当院に帰属し、廃棄処分といたします。
- 2) 保存期間を過ぎて連絡が無い場合に、当院から患者様に更新するかどうかの確認の連絡はいたしません。
- 3) 連絡先（メールアドレス・住所・電話番号）が変更となる場合は、速やかに当院への連絡をお願いいたします。
- 4) 胚・卵子・精子の凍結保存期間中に、当院で定める保存費用や保存期間に変更があった場合には、次の更新手続き時から改定された最新のものが適用されます。当院からの配付資料、またはホームページをご参照ください。
- 5) ※ご夫婦の場合
- 夫が死亡した場合には、この凍結胚・精子は治療には使用できません。妻が死亡した場合には、この凍結胚・卵子は治療には使用できません。配偶者から1ヶ月以内にご連絡いただいた上で、廃棄処分を行います。
- 離婚された場合も、胚は上記同様に取り扱います。精子の所有権は夫のものとなります。卵子の所有権は妻のものとなります。意思確認によって取り扱いを判断いたします。
- ※精子凍結・卵子凍結で未婚の方は、この項目は関係ありません。
- 6) 保存期間内であっても妻が生殖年齢を超えた場合（50歳以降）は凍結期間の延長はお受けできません。50歳を超えた時点で保存胚・卵子の処分権は当院に帰属し、廃棄処分とします。※精子凍結で未婚の方は、この項目は関係ありません。
- 7) 凍結更新を行う場合には、その都度同意書への記載をお願いいたします。
- 8) 未成年者の場合には、保護者氏名の記入もお願いします。
- 9) 廃棄を希望する場合は、当院所定の書類に署名し、提出していただきます。
- 10) 自然災害等の不可抗力により、凍結胚・卵子・精子に破損等の影響が出た場合は、その責任を負いません。
- 11) 不測の事態などにより、やむを得ず当院を閉院することになった場合は、他施設に委託されます。
- 12) 受精卵を廃棄する場合、今後の体外受精の技術発展のため一部研究に使用する場合がございます。

※ お問い合わせ 本用紙はご夫婦でサインして頂き、お手数ですが原本を郵送して頂くか生殖医療センターまでご持参して頂きますよう宜しくお願いいたします。（ご本人様用にコピーをお取りください。）
ご不明な点は、三宅医院生殖医療センター（代表）TEL086-282-5100 まで
診察時間以内にお問い合わせください。

令和 年 月 日

妻 氏名； (自署)

夫 氏名； (自署)

※署名は夫婦が各自自筆にてお願いいたします。